

香取市人權施策基本指針

(案)

目次

第1章 指針の策定にあたって	1
1 指針策定の趣旨	3
2 国、県、市の動向	4
3 指針の位置づけ	6
4 指針の期間	7
第2章 指針の考え方	9
1 基本理念	11
2 基本方針	12
3 指針の体系	16
第3章 人権施策の推進	19
1 様々な場における人権教育・啓発の推進	21
(1) 家庭	23
(2) 学校等	24
(3) 地域	25
(4) 職場（企業等の事業所）	26
(5) 特定職業従事者（行政職員等）	27
2 人権擁護体制の充実	29
(1) 相談・支援体制の充実	31
(2) 救済・保護体制の充実	32
(3) 情報提供体制の充実	32
3 分野別人権問題への取り組み	33
(1) 女性の人権	35
(2) 子どもの人権	37
(3) 高齢者の人権	38
(4) 障がい者の人権	39
(5) 被差別部落出身者の人権	40
(6) 外国人の人権	41
(7) 様々な人権問題	42
① 感染症患者等の人権	42
② 犯罪被害者の人権	43
③ 刑を終えて出所した人の人権	43
④ 性同一性障害等性的マイノリティの人々の人権	43
⑤ ホームレスの人権	44
⑥ 先住民族の人権	44
⑦ インターネット・携帯電話等での人権侵害	44

第4章 推進体制	45
1 市の推進体制の充実	47
(1) 庁内体制の強化	47
(2) 職員の人権意識の向上	47
2 市民との協働	47
3 関係団体との連携	48
(1) 人権教育・啓発を行う機関・団体との連携の強化	48
(2) 相談・支援を行う機関・団体との連携の強化	48
4 企業との連携	48
資料編	49
1 人権関連年表	51
2 世界人権宣言	52
3 日本国憲法（抄）	59
4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	62
5 香取市人権施策推進懇話会設置要綱	64
6 香取市人権施策推進懇話会委員名簿	65
7 香取市人権施策推進会議設置要綱	66
8 香取市人権施策基本指針策定経過	68
9 用語解説	69

本文の中で「」を付した言葉は、用語解説に掲載しています

第1章

指針の策定にあたって

1 指針策定の趣旨

21世紀は“*人権の世紀”と言われております。前世紀の2度の世界大戦や地域紛争の悲惨な経験を踏まえて、人間の生存と自由を保障し、すべての人々の人権を尊重できるよう、国際平和に取り組むことが人類共通の課題となっています。

昭和23（1948）年に、第3回国連総会で採択された「世界人権宣言」においては、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と宣言されています。

その後、国連では、この「世界人権宣言」に沿って「*国際人権規約」「*女子差別撤廃条約」「*子どもの権利条約」「*人種差別撤廃条約」等、人権に関する様々な条約が採択され、人権を擁護する国際的な取り組みは着実に進んでいます。しかしながら、世界では、依然として政治的経済的利害に起因する戦争や、宗教、人種、民族の違いによる紛争が続発しているばかりか、人権問題はさらに広がりを見せているという状況にあります。

日本においては、日本国憲法の基本的人権の尊重という考え方に基づき人権に関する各種の法律や制度の整備が進められ、平成12（2000）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、さらに平成14（2002）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されています。

現在、人権問題は極めて多様化・複雑化しており、*同和問題や*ハンセン病問題等の長い歴史のある差別が依然として残っているほか、高齢者や児童への虐待、*ドメスティック・バイオレンスが深刻化しています。さらには、情報化社会におけるインターネット上の人権侵害の増加や厳しい社会経済状況の中での*パワーハラスメント等の新たな人権問題が浮かび上がってきています。

香取市でも、合併以前から同和問題の解決のために様々な施策を展開するとともに、高齢者、障がい者、子ども、女性、外国人等、市民すべてが、性別、年齢、障がいの有無等にかかわらず、自らの人権が尊重されるよう、様々な取り組みをしてまいりました。

しかしながら、長い歴史の中で形成されてきた偏見や差別意識は社会の各分野でも依然として残っており、市民の人権意識と人権感覚を高めていくことが求められています。

これらのことから、市では、人権尊重社会の実現に向け、今後市が取り組むべき人権施策推進の基本理念や基本的方向性等を明らかにした「香取市人権施策基本指針」を策定しました。

2 国、県、市の動向

(1) 国

国は、平成8（1996）年には「国際人権規約」をはじめ重要な国際人権条約を批准するとともに、人権の擁護に関する施策の推進について国の責務を明らかにした「*人権擁護施策推進法」（5年の時限立法）を制定し、平成9（1997）年には「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定するとともに、平成11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

続いて、平成12（2000）年12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律は平成6（1994）年12月に国連総会において採択された「人権教育のための国連10年」を受け、平成9（1997）年7月に策定された「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発の一層の推進を図ることを目的として制定されています。この法律では、人権教育・啓発に関する理念が明示されるとともに、国・地方公共団体・国民の責務が明確化され、この中では地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明示されています。

また、平成13（2001）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。

国においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を受け、平成14（2002）年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権教育・啓発について総合的・計画的な取り組みが進められているところです。

(2) 県

県においては、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等、様々な分野の人権問題を解決するため積極的に取り組んできました。しかしながら、少子高齢化、国際化の進展や社会経済状況の変化によって人権問題は多様化・複雑化するとともに、新たな人権問題が発生しておりさらなる施策の充実が求められてきています。

これらのことから、人権教育の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成10（1998）年には、庁内関係課長による人権教育のための「国連10年千葉県連絡協議会」を設置し、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」や人権擁護推進審議会の答申等に沿った関連施策を行ってきました。

その後、平成14（2002）年10月には「千葉県人権問題懇話会」が設置され、県が取り組むべき人権施策の方向性等を明らかにした人権施策の基本的な指針について提言が出されています。

平成16（2004）年には、この提言を受けて「県民一人ひとりが人間として尊重され、安心していきいきと暮らせる社会の創造」を基本理念とする千葉県人権施策基本指針を策定しています。

(3) 市

香取市は、平成18（2006）年3月27日に旧佐原市、旧小見川町、旧山田町、旧栗源町の1市3町が合併して新たに誕生しました。

合併前の旧市町における人権問題の取り組みは、啓発資料の配布、広報誌への掲載、各地域のイベントでの啓発活動等を行ってきました。また、人権擁護委員による「人権相談」を定期的実施してきました。

旧佐原市においては、昭和44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が制定された以降、昭和53（1978）年に同和対策事業の総合的推進を図るため「同和対策事業幹事会」を、昭和55（1980）年には「同和対策審議会」を設置し、環境整備と経済的支援による特別対策等部落差別をなくするための事業を推進してきました。

同和教育の推進については、同年に「同和教育推進協議会」（のちに「人権教育推進協議会」に改称）を設置し、「同和教育基本方針」（のちに「人権教育基本方針」に改称）を策定し、行政、学校、自治会、社会教育関係団体等、地域社会全体で同和教育（住民学習・職員研修等）や社会啓発の取り組みを推進してきました。

平成8（1996）年3月には、旧佐原市議会で、「あらゆる差別撤廃・人権尊重都市宣言」が決議されました。

合併後、平成20（2008）年4月には、「市民協働による暮らしやすく人が集うまちづくり」を基本理念に掲げ、「元気と笑顔があふれるまち」を目指し「香取市総合計画」を策定しました。そのなかで「すべての人が平等な人権尊重社会の実現」を掲げ、普及啓発活動を中心とした各種施策を推進しています。

また、「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「千葉県人権施策基本指針」及び「千葉県教育の戦略的ビジョン」に沿って、人権教育や人権啓発活動の取り組みを進めています。

本市においては、最近では国の動向に合わせて、平成20（2008）年に「香取市障害者基本計画」を、平成21（2009）年に「香取市障害福祉計画(第2次)」、「香取市高齢者保健福祉計画」、「香取市市民協働指針（かとり風）」を、平成22（2010）年には「香取市次世代育成支援行動計画」、「香取市男女共同参画計画」、「香取市教育ビジョン」等、各分野での中長期的な計画を策定しており、それぞれが人権尊重や人権擁護の視点をもった内容となっています。平成19（2007）年には、香取市議会で、「人権尊重都市宣言」が決議されました。平成20（2008）年には、合併後初めて「人権問題に関する市民意識調査」を実施しました。

これらの取り組みの結果、市民の人権意識は徐々に高まると同時に、人権問題に対する理解と認識は着実な広まりと深まりを見せています。

今後は、すべての人の基本的人権の擁護と差別・偏見意識の解消に向け、市民や関係機関等との連携を図りながら、相談体制や救済機能の整備を行い、人権教育・啓発事業や人権施策の推進への取り組みをいっそう進めていく必要があります。

3 指針の位置づけ

香取市の総合計画は、基本理念である「市民協働による暮らしやすく人が集うまちづくり」に基づき、「元気と笑顔があふれるまち 一人ひとりの市民が輝く 活みなぎる やすらぎの郷 香取」を将来都市像として、活力に満ちあふれ、住みやすい環境のなかで市民の笑顔があふれるまち及びすべての市民が充実感を抱き、輝きながら暮らしていける「誰もが憩えるふるさと」を目指しています。このまちづくりを実現するための目標の一つ、「市民と行政が共に築く、自立したまちづくり」の取り組みとして、「すべての人が平等な人権尊重社会の実現」を掲げ、人権教育や普及啓発活動を中心とした各種施策を推進しています。

また、この総合計画を着実に実現するための運営方針、この愛する地域を未来に委ねていくためのルール「香取市市民協働指針（かたりの風）」のなかで、「地域の約束10の柱」のひとつ「互いに支えあい、一人ひとりが尊重され笑顔の溢れる地域でありましょう。」に対する取り組みのひとつとして「人権の尊重」を掲げています。

この人権施策基本指針は各種施策を推進するにあたり、人権尊重という視点から何を大切にし、どのように施策を進めたらよいかを明らかにしたガイドラインとして、香取市の人権施策推進の基本理念と今後取り組むべき基本的方向性等を示したものです。現在行っている個別の施策については、本指針をもとに点検、見直しを行うとともに、今後策定する各種計画等についても、本指針を取り入れた計画となるように整合性を図り、人権に関する諸施策を総合的、体系的に実施できるようにします。

4 指針の期間

この指針は、期間を設定していませんが、社会経済状況や法律・制度の変化及び「総合計画」等の関連計画の改定に応じて見直しを行います。

第2章

指針の考え方

1 基本理念

「互いに支えあい、一人ひとりが尊重され笑顔のあふれるまち香取」

すべての市民がお互いの人権を尊重しあい、ともに支えあいながら、地域の中で人間としての尊厳をもって、安心、安全に生活していける社会が求められています。

そのためには、市民一人ひとりが、人権の意義を深く理解し、人権に対する鋭い感性を身につけ、高い人権意識をもって行動していくことが大切です。また、市民は自らの権利とそれに伴う責任を自覚するとともに、他人の人権を尊重することの重要性を認識し、お互いの人権を尊重しあうことが求められています。

こうしたお互いの人権を認めあう社会を築いていくことは、地域の人々が地域の中で生活する一人ひとりの多様な価値観や生き方を尊重しながら、暮らしていくことの楽しさを実感し、お互いに話しあい、支えあいながら生活できる地域をつくることへとつながっていきます。

こうしたことから、香取市は「互いに支えあい、一人ひとりが尊重され笑顔のあふれるまち香取」を本指針の基本理念といたします。

2 基本方針

基本理念を実現するため、次の5つの基本方針に沿って、施策を展開していきます。

基本方針1 誰もが自尊感情をもって生きられる地域づくり

基本方針2 お互いに違いを認めあう地域づくり

基本方針3 当事者の声に耳を傾けての地域づくり

基本方針4 あらゆる差別を許さない地域づくり

基本方針5 みんなで取り組む人権尊重の地域づくり



基本方針1 誰もが自尊感情をもって生きられる地域づくり

自尊感情とは、「自分がかげがえのない大事な存在だ」という気持ちです。市民一人ひとりが、自分らしさに自信を持ち、自分を価値あるものとして考え、誇りと自信をもっていきいきと生活できる社会が求められています。

社会の偏見や差別意識によって、人が傷つき、自分に自信を失い、他人への不信を抱くようになることがないように、市民一人ひとりの人権意識を高めていくことが必要です。

また、誰もが多様な人生の可能性の中から、自分に最もふさわしい生き方を主体的に選択し、自分らしく生きていけるようにするとともに、性別、年齢や障がいの有無等にかかわらず、地域の中で自立して生活できるよう支援していくことが重要です。

市民一人ひとりが、自尊感情をもって、自らの生き方を選び、自立して生活できるよう、「誰もが自尊感情をもって生きられる地域づくり」を、市民の皆さんとともに推進します。



基本方針2 お互いに違いを認めあう地域づくり

人権の尊重とは、市民一人ひとりが多様な価値観や考え方に基づいて生活しているという現実の中で、お互いがそれぞれの生き方や個性を認めあっていくことです。

人間は一人ひとりが、かけがえのない存在である、との観点から、市民一人ひとりが、自分の価値観や考え方だけに捉われることなく、自分と異なった生き方や個性をもった相手を理解していくことが大切です。

人間は、誰でも自分でも気づかぬうち、自らの言動によって相手の人権を侵害してしまうことがある、ということをも十分に自覚して、市民一人ひとりが相手の心の痛みに敏感な感性を身につけ、相手の立場に立って行動できるよう、「お互いに違いを認めあう地域づくり」を、市民の皆さんとともに推進します。



基本方針3 当事者の声に耳を傾けての地域づくり

性別、年齢、障がいの有無等によって、制約を受けず、自らの知識や能力を発揮していける社会が求められています。そのためには、様々な生き方の可能性を制約することのない機会の平等が保障されていることが重要です。

また、地域の課題の解決に向けて、政策立案や意思決定の過程へ当事者が参画して、意見を表明できることが保障されなければなりません。こうしたことから、様々な立場の人々の意見や要望を、施策の立案に反映させていくことのできる体制を整備していく必要があります。

市民一人ひとりが、対等の立場で地域の様々な分野で活躍できるよう、「当事者の声に耳を傾けての地域づくり」を市民の皆さんとともに推進します。



基本方針4 あらゆる差別を許さない地域づくり

お互いの人権を認め合う社会をつくるためには、市民一人ひとりが人権問題への理解を深め、相手の人権についての鋭い感性を身につけていくことが求められます。そのため、家庭、学校、地域、職場において、様々な機会と場を通じて、市民一人ひとりの人権問題についての関心を高め、人権意識を高め、人権感覚を磨いていくことが必要です。

人権問題は社会のあらゆる分野に広がっており、市民の誰もが、日常生活の様々な場面で、あるときは加害者として、またあるときは被害者として直面する可能性のある問題です。女性、子ども、高齢者、障がい者、被差別部落出身者、外国人、ハンセン病元患者とその家族、HIV感染者等、犯罪被害者とその家族、刑を終えて出所した人、性同一性障害のある人、同性愛の人、ホームレス、先住民族等、各分野の人権問題の歴史や特性に充分配慮して、その解決に向け、幅広い取り組みをしていくことが求められます。

とくに、近年、従来までの人権問題に加えて、インターネット上の人権侵害から、働く人の権利や犯罪被害者とその家族に対する人権侵害まで、人権問題の領域は広がりをみせています。こうした新たな人権問題についても、市民の関心を高めていくことが重要です。

こうしたことから、人権問題に関する教育・啓発の一層の充実を図るとともに、人権問題が多様化・複雑化する中であって、人権を侵害された人一人ひとりの状況に応じて、迅速かつ的確な相談と支援をしていく体制を構築することが必要です。

すべての分野の人権問題に対応できるよう、人権に関する教育・啓発から相談・支援まで、「あらゆる差別を許さない地域づくり」を市民の皆さんとともに推進します。



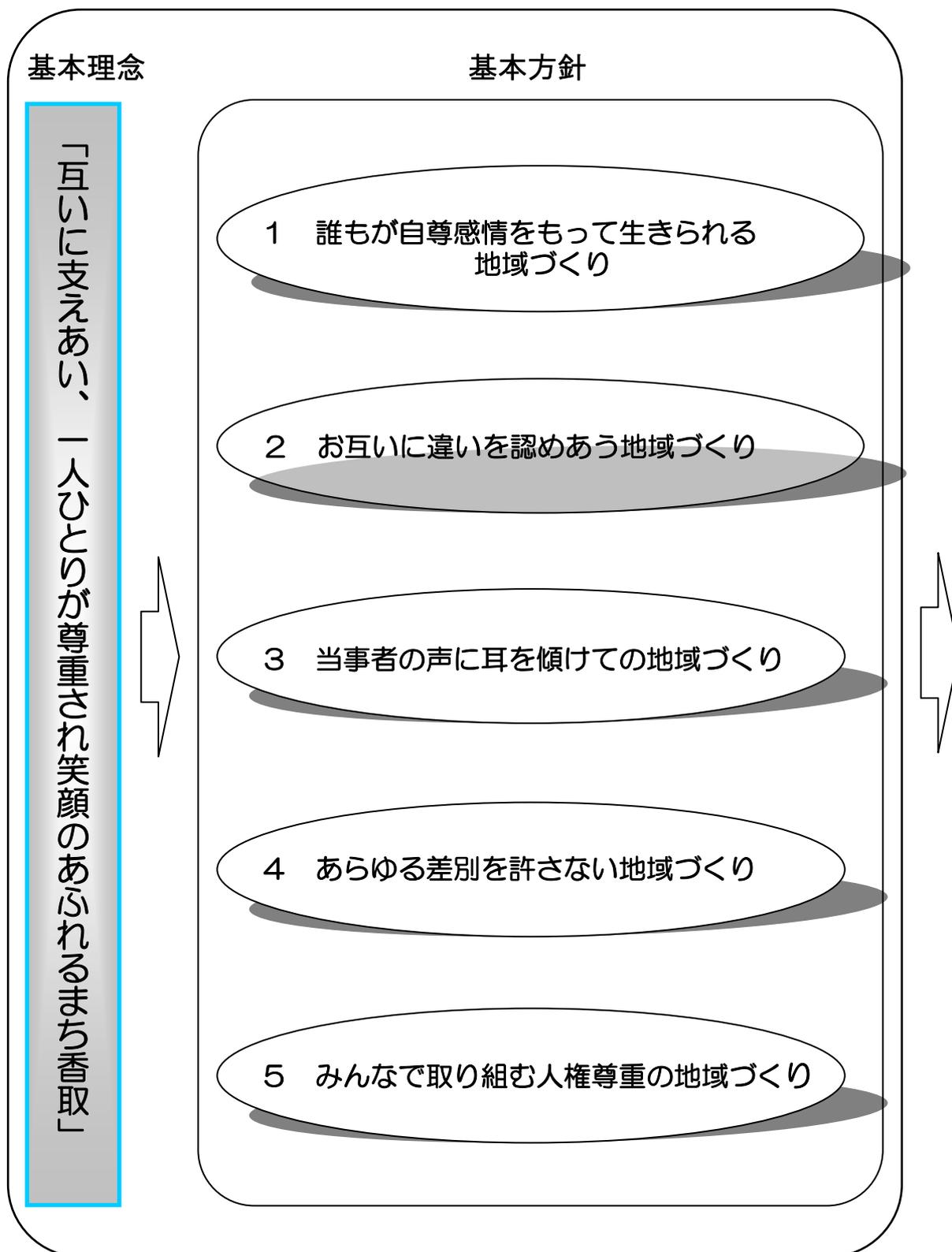
基本方針5 みんなで取り組む人権尊重の地域づくり

市民一人ひとりの人権を擁護するためには、市民一人ひとりが人権意識を高めることとともに、広報・啓発から、相談・支援まで、行政をはじめとして、人権擁護委員、民生委員、児童委員、地域包括支援センター、学校、保育所・幼稚園、児童相談所、警察、各種相談機関や人権の擁護に取り組むNPO、各種関係団体等が、互いに連携を強化していくことが必要です。

また、市内の事業所で働く人に対する、就労や職場における差別の問題を解決していくためには、市内の事業所との連携を深めていくことも必要です。

人権の擁護は、市民すべてが協力して取り組むべき課題であるとの認識に立って、市民、行政、各種団体、事業所がともに協力して、「**みんなで取り組む人権尊重の地域づくり**」を市民の皆さんとともに推進します。

3 指針の体系



1 様々な場における
人権教育・啓発の推進

主な施策の方向

家庭	子育てや家庭教育等に関し不安等のある保護者への相談体制の整備 子育て、家事、介護等へ男女が共に参加できるような啓発活動の充実
学校等	教職員の指導力と資質向上を図るための計画的な研修の推進 幼児期からの人権感覚の醸成
地域	生涯学習の視点に立った人権教育の充実 社会教育における指導体制の充実
職場 (企業等の事業所)	職場単位の自主的な人権研修の促進 就職機会均等の啓発、職業相談や職業能力開発の取り組みの促進
特定職業従事者 (行政職員等)	人権尊重の視点に立っての事業や施策の展開 福祉・医療・保健関係従事者の人権意識を高める研修の充実

2 人権擁護体制
の充実

主な施策の方向

相談・支援体制の 充実	市民が相談しやすい相談窓口の整備 相談担当者の資質向上や相談関係機関の連携強化
救済・保護体制の 充実	各種相談機関の周知 各種相談機関の連携強化
情報提供体制の充実	相談窓口や支援制度・情報提供の充実

3 分野別人権問題への取り組み

主な施策の方向

女性の人権	男女共同参画社会実現のための推進体制の整備 女性に対する暴力防止の推進	
子どもの人権	子どもの人権を尊重する社会づくりと教育・啓発の推進 児童虐待防止の取り組みの推進	
高齢者の人権	様々な高齢者の人権擁護 就業機会の確保と権利の擁護	
障がい者の人権	相互理解がみられる地域社会の実現 障がい者が暮らしやすいまちづくりの推進	
被差別部落出身者の 人権	地域における相談・権利擁護体制の充実 一般施策の中での生活に結び付く各種支援の充実	
外国人の人権	外国人市民の政策への参画 共生社会を目指した地域づくり	
様々な人権問題	感染症患者等の人権	名誉回復や偏見・差別意識をなくす教育・啓発の推進
	犯罪被害者	犯罪被害者等への理解のための教育・啓発の推進
	刑を終えて出所した人	円滑な社会復帰のための支援
	性同一性障害の人々	相談や権利擁護体制の充実
	同性愛の人々	偏見・差別意識をなくす教育・啓発の推進
	ホームレス	自立支援・生活支援の充実
	先住民族	文化や歴史の知識普及
	インターネット等	個人情報保護への取り組みの推進

推進体制

1. 市の推進体制の充実	3. 関係団体との連携
2. 市民との協働	4. 企業との連携

第3章

人権施策の推進

1. 様々な場における人権教育・啓発の推進

1	家庭
2	学校等
3	地域
4	職場（企業等の事務所）
5	特定職業従事者（行政職員等）

市民一人ひとりの人権が尊重される偏見や差別のない社会を構築するためには、家庭、学校、地域、職場等、あらゆる場と機会を通じて人権教育や啓発活動に取り組んでいくことが求められます。

そのため、子どもから高齢者まで、それぞれの年齢に応じて、普遍的な人権の理念や社会の各分野における個別的具体的な人権問題について学習できるよう、環境の整備を図ります。

また、こうした人権教育・啓発活動が、市民一人ひとりの人権問題についての自覚を促し、自主的な学習意欲の高まりへ、さらには、豊かな人権意識をもった態度や行動へとつながっていくことが大切です。こうしたことから、市民の自発的な学習や活動への取り組みを支援していきます。

（１）家庭

家庭における教育は豊かな人権感覚を養ううえで重要な役割を果たしています。

しかし、近年、都市化、核家族化、少子化が進み、地域における人間関係の希薄化や子育てで家庭の孤立化により、育児不安やしつけへの自信の喪失、過保護や過度の放任といった家庭の教育力の低下が進んでいます。

人間形成の基礎をつくる幼少期に、家庭で家族とのふれあいや遊び等の日常生活を通じて、他人に対する思いやりの心や自立心等を育み、基本的な生活習慣や社会ルール等を教えることが重要です。また、こうした家庭教育は、保護者が人権を大切にする生き方を自ら子どもに示していくことを通じて行われることが重要です。

このため、保護者の人権意識を高めるとともに、保護者と子どもが人権問題について話し合い、ともに人権の大切さへの理解が深められるよう、人権問題についての各種啓発資料等、様々な情報を提供していくことが重要です。

《 施策の方向 》

- ・ 子育てや家庭教育等に関する不安や悩みを抱える保護者への相談体制の整備を図ります。
- ・ 家庭での人権学習のため、資料・情報提供等の支援を行います。
- ・ 子育て、家事、介護等について、男女が共に参加できるよう意識改革を図るため、啓発活動を充実します。
- ・ 保護者と子どもが共に学べる人権の学習機会の充実を図ります。

(2) 学校等

児童生徒に対する*人権教育において、学校は重要な役割を果たしています。学校においては、児童生徒の発達段階に応じて、人権問題への理解を深め、人権感覚を磨く教育を行うことが重要です。

幼児期は人間形成の基礎となる大切な時期であり、幼稚園、保育所においては、幼児の発達の特性を踏まえて、生命の大切さに気づかせ、他人に対する思いやりの心を育むように努めることが大切です。小学校、中学校及び高等学校においては、児童生徒一人ひとりが、お互いの個性と人格を認めあい、他人の痛みを理解する心を育むとともに、自立心や責任感を培っていくことが重要です。

また、身近な生活の中にある人権問題を学ぶとともに、人権にかかわる歴史等を正しく理解し、人権の意味や大切さへの理解を深め、人権尊重の意欲や態度を培っていくことも忘れてはなりません。

こうしたことから、人権教育を教育活動の重要な課題として位置づけ、障がいのある子ども、外国人の子ども、被差別部落の子ども等、様々な立場の子どもとの交流を促進することが重要です。また、高齢者や障がい者、外国人等との交流を積極的に推進する等、家庭や地域社会等と連携した教育を進めていくことも必要です。

また、教職員は教育活動を通じて、児童生徒に人権尊重の理念を教え、豊かな人権感覚を育むという重要な役割を担っています。そのため、教職員の人権意識を高めるとともに、発達段階に対応した人権教育についての研修の充実を図ることが必要です。また、家庭や地域との連携を深め、人権問題の解決に積極的な役割を果たせるよう、教職員の知識と能力の向上を図ることが重要です。

《 施策の方向 》

- ・ ボランティア活動、自然体験活動等や、高齢者・障がい者・外国人等との交流を通じ、幼児期からの人権感覚の醸成に努めます。
- ・ 児童生徒の発達段階に応じて、人権意識を高めるための教育・指導方法に創意工夫を凝らしていきます。
- ・ 教職員の人権問題への正しい理解と認識を深める等、指導力と資質向上のための計画的な研修の推進を図ります。

(3) 地域

地域は、市民一人ひとりが日常の活動や交流を通じて、様々な人権問題等について理解を深める場です。特に、子どもたちにとっては、思いやりの心や豊かな情操を育み、社会性等を体験的に学ぶ場として重要な役割を担っています。

人権教育を生涯学習における重要な課題として位置づけ、人権に関する具体的な課題をできるだけ分かりやすく市民に知ってもらうため、情報提供の仕方や教材を工夫するとともに、学習機会の拡充を図り、市民の自主的な学習活動の支援をしていくことが重要です。

また、他人の心を思いやるという*人権感覚は、地域における日常の交流の中で、個人が自然に身につけていくものです。そのため、地域における人権教育・人権啓発を推進する指導者や団体の育成に取り組み、地域の人々の人権感覚を高め、人々がお互いに相手の人権に十分配慮して行動する地域をつくっていくことが重要です。

《 施策の方向 》

- ・ 具体的事例を挙げる、人権感覚が身に付くような活動を考案する、学習意欲を高める手法を創意工夫していきます。
- ・ 人権意識を高める学習機会の提供や、地域住民の交流を促進する事業を展開する等、生涯学習の視点に立った人権教育の充実を図ります。
- ・ 青少年の豊かな人間性を育むため、学校教育との連携を図りつつ、ボランティア活動、自然体験活動等や、高齢者・障がい者・外国人等との交流の機会の充実を図ります。
- ・ NPO等の団体が人権教育・啓発の担い手として、行政と連携・協働できるよう支援を行います。

(4) 職場（企業等の事業所）

企業や団体は、多くの市民が活動する場であるとともに、地域の人々の生活とも密接にかかわっており、人々の人権を守る社会的責任があります。

しかしながら、企業等の事業所においては、男女間の賃金格差、配置・昇進の格差、さらにはいじめやいやがらせ、パワーハラスメント等、様々な人権問題が見受けられます。また、女性や障がい者等が能力を十分に発揮するための職場づくりも、まだ十分に進んでいないのが現状です。さらに、商品の開発や営業、広報といった企業活動全般が人権尊重の視点からなされていくことも重要です。

人権の尊重の視点に立った企業活動を進めるためには、企業や団体において、積極的に従業員等の研修等に努めることが必要です。

こうした企業等の事業所内研修や地域における実践活動等の自主的な取り組みを促進するため、人権啓発・教育に関する情報、資料、教材の提供等の支援を行うとともに、人事労務担当者等に対する研修等を積極的に実施することが重要です。

《 施策の方向 》

- ・ セクシュアル・ハラスメントの防止や固定的な性別役割分担意識の解消等、人権尊重の視点が求められていることから、職場単位の自主的な人権研修を促進します。
- ・ 国籍や性別等の違い、年齢、障がいの有無等を超えて、就職機会均等の啓発を進めるとともに、就業を促進するための職業相談等については関係機関との連携を強化し促進を図ります。
- ・ 社員研修等に人権教育・啓発に関する資料・情報提供を進めます。

（５）特定職業従事者（行政職員等）

公的な業務や人権問題に係わりのある業務、あるいは市民と直接接する業務に携わる者は、市民の人権を守る責任があり、人権尊重の理念の大切さを深く理解し、自らの職務に取り組むことが求められています。

市職員は、人権意識を高めるための研修等により、市民一人ひとりに対して高い人権意識をもって行動するとともに、人権尊重の視点に立って事業や施策を展開していくことが重要です。

民生委員・児童委員、福祉事務所等の専門職員、福祉施設職員、福祉推進委員、障害者相談員をはじめ、その他福祉関係業務の従事者は、高齢者や障がい者等の相談や支援に携わっており、高い人権意識をもって業務を行うことが求められています。そのため、これら関係者の人権意識を高めるための研修の充実が重要です。

医師、看護師、保健師、助産師をはじめとする医療・保健関係業務の従事者は、人の生命と健康を守るという重要な役割を担っています。これら関係者が生命の尊厳を守り、人権を尊重して接していくことができるよう、人権意識を高めるための研修の充実が重要です。

《 施策の方向 》

- ・ 市職員の人権意識を高めるための研修に努めるとともに、人権尊重の視点に立っての事業や施策の展開を図ります。
- ・ 福祉関係業務従事者の人権意識を高めるための研修の充実を図ります。
- ・ 医療・保健関係業務の従事者の人権意識を高めるための研修の充実を図ります。

2. 人権擁護体制の充実

1	相談・支援体制の充実
---	------------

2	救済・保護体制の充実
---	------------

3	情報提供体制の充実
---	-----------

市民の人権が侵害されたとき、迅速かつ的確に相談・支援のできる体制を構築することが求められています。

そのためには、誰もがいつでも必要なときに身近なところで相談できるよう、個人のプライバシーの保護に充分配慮しながら、一人ひとりの問題に柔軟に対応できる体制の充実を図ります。

また、暴力や虐待等の被害を受けた人たちや社会的に弱い立場にある人が、安全に生活できるよう、緊急時の保護や、社会的自立に向けての継続的支援をしていくことも重要です。

(1) 相談・支援体制の充実

市民が、人権問題に直面したときに適切な支援ができるよう、相談・支援体制の充実を図るとともに関係機関との連携を強化することが求められています。

従来、人権問題についてはそれぞれの分野別に関係各課が各種相談業務において対応してきました。また、人権問題全般については人権擁護委員による人権相談を実施する等、問題解決に取り組んできました。

いつでも、だれもが容易に、安心して利用できるよう、相談・支援体制の充実を図り、関係機関との連携を強化するとともに、相談窓口やその活動内容に関する情報を広く市民に伝えていくことが重要です。

また、社会経済状況の変化により、相談内容が複雑化・多様化しているだけでなく、新たな人権問題も生じており、相談・支援には豊かな知識や高い専門性が求められてきています。そのため、複雑化・多様化した相談に迅速かつ明確に対応できるよう、相談担当者の能力向上を図り、当事者の立場に立った適切な相談ができる体制づくりをしていくことが重要です。

さらに、ドメスティック・バイオレンスや児童・高齢者虐待等への適切な対応をするためには、今まで以上に地域との連携を図ることが必要です。

このような人権問題を早期に解決するためには、生活支援や就労支援等、自立につながる支援策の充実が重要です。また、個々の被害者の救済はもとより、こうした相談・支援を通じて人権問題等の現状を正確に把握し、根本的な問題解決に向けた取り組みをしていくことも重要です。

《 施策の方向 》

- ・ 利便性を高め、市民が相談しやすい環境づくりをするとともに、プライバシー保護等にも配慮した相談窓口の整備に努めます。
- ・ 広報活動を積極的に進め、各種情報の提供に努めます。
- ・ 相談担当者の資質向上を図るため研修等に努めるとともに、必要に応じて専門家等に相談できる体制づくりを目指し、相談・支援の充実を図ります。
- ・ 内容に沿った相談・支援ができるよう、関係機関との連携体制の強化に努め、相談体制についてのネットワーク化を図ります。
- ・ 相談担当者の資質向上や相談関係機関の連携強化により、支援策の充実に努めます。

（２）救済・保護体制の充実

人権の侵害を受けた被害者を迅速かつ適切に救済できる体制づくりが求められています。

現在、人権侵害被害者の救済や保護のために、人権擁護機関、裁判制度のほか、労働、高齢者、児童等の分野には被害者を支援し保護する制度があります。

近年、高齢者虐待、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス等の事態が増加しており、被害者を支援し、保護する仕組みづくりは重要性を増しています。

こうした人権問題は、様々な要因が重なり合って起こる場合が多く、一つの救済・保護機関だけで対応することは困難です。

今後は、関係機関が連携を強化し、被害者の救済・保護のための総合的な取り組みを推進していくことが重要です。

《 施策の方向 》

- ・ 人権の救済と保護に取り組んでいる各種機関についての情報の提供に努めます。
- ・ 被害者の救済に向けて、関係機関の連携の強化を図ります。

（３）情報提供体制の充実

日常生活の中で、市民が人権侵害につながる問題に直面したとき、的確かつ迅速に問題を解決できるよう、人権問題に関する各種の相談窓口や公的な支援制度等の情報提供体制の充実を図ります。

《 施策の方向 》

- ・ 各種相談窓口や公的支援制度についての情報提供体制の充実を図ります。

3. 分野別人権問題への取り組み

1	女性の人権
2	子どもの人権
3	高齢者の人権
4	障がい者の人権
5	被差別部落出身者の人権
6	外国人の人権
7	様々な人権問題

人権問題は社会のあらゆる分野に広がっており、市民の誰もが、日常生活の様々な場面で、あるときは加害者として、またあるときは被害者として直面する可能性のある問題です。

こうしたことから、女性、子ども、高齢者、障がい者、被差別部落出身者、外国人等、各分野の人権問題の歴史や特性に充分配慮して、教育・啓発から相談・支援まで、幅広い取り組みをしていきます。

(1) 女性の人権

現状と課題

女性と男性がお互いの人権を尊重しあい、様々な分野で平等な立場で、ともに協力しながら、自分らしく生きることのできる社会が求められています。

国では、「日本国憲法」や「女子差別撤廃条約」の理念を踏まえ、平成11（1999）年に男女共同参画社会の実現を目的として、「男女共同参画社会基本法」を施行しました。その後、平成12（2000）年には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成13（2001）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を施行し、平成17（2005）年には、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されています。このように、男女共同参画社会の形成に向けて、法律や制度の整備は着実に進んでいます。

香取市でも、平成22（2010）年に「香取市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みをしています。

しかしながら、男女平等の意識が社会に浸透してきたとはいえ、従来からの性別による固定的役割分担意識が全くなくなったわけではなく、男女の差別が残っている分野も少なくありません。

家庭では、現在も、家事・育児・介護を女性が負担するケースが多いこと、男性は仕事中心の生活から、家庭や地域活動に参加できないこと等の問題があります。

職場においては、男女雇用機会均等法等の法律や制度の整備が進んだために、採用、昇進、賃金等について男女の別なく公正な対応をする企業が増えてきてはいますが、企業や職種によっては、依然として男女格差がみられます。特に、女性には非正規雇用で働く人が多く、低賃金労働が常態化しています。また、労働時間の長い職場や、育児休業や介護休業の取りにくい職場では、家事・育児や介護と仕事を両立させることが困難となっています。

近年、夫や恋人等からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンスが深刻化しているのをはじめとして、職場や学校等における*セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪等の人権問題も見逃すことができません。

男女共同参画社会を実現するためには、性別による固定的役割分担意識の解消等の意識改革に取り組むとともに、意思決定過程への女性の参画促進や、男女共同参画関係の施策のさらなる推進を図っていくことが課題です。

《 施策の方向 》

- ・ 男女共同参画社会の実現のため、推進体制の整備を図ります。
- ・ あらゆる場での男女共同参画社会づくりに向け、教育・啓発を推進します。
- ・ 女性のあらゆる分野における施策・方針の立案・決定への参画を推進します。
- ・ セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の、女性に対する暴力の根絶を目指します。
- ・ 関係機関と連携し、女性自らが心身の健康について正しい知識と情報を持ち、生涯にわたり主体的に健康の保持・増進を図ることができるよう支援します。
- ・ マスメディアにおいて女性の人権を尊重するように配慮を促します。
- ・ 障がいのある女性、被差別部落の女性等、様々な立場の女性が抱える様々な問題の解決を支援するため、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

(2) 子どもの人権

現状と課題

子どもは、一人の独立した人格を持ち、権利を享受し、行使する主体であるという「児童の権利に関する条約」の理念に基いて、子どもの権利を尊重していく社会をつくることが求められています。

国では、平成6（1994）年に、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権を保護することを目的として、「子どもの権利条約」が批准されました。また、平成11（1999）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が、続いて、平成12（2000）年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行される等、子どもの人権を擁護するための法律や制度の整備が進んでいます。

近年、少子化や核家族化が進む中であって、家庭の教育力が低下してきているとの指摘がなされています。また、地域における人間関係の希薄化、遊び場の減少、インターネット・携帯電話の普及等、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきています。

こうした状況にあって、児童虐待や家庭内暴力から、非行、いじめや体罰、校内暴力、不登校、薬物乱用、援助交際や児童ポルノまで、様々な人権問題が発生しています。

児童虐待については、虐待の早期発見・早期対応をしていくため、教育、福祉、医療等の関係機関の連携を強化し、虐待を受けた子どものケアのみならず、虐待した親に対する対応までできるよう、対応体制を充実させていくことが必要です。

また、学校においては、教育活動全体を通じて、人権についての理解を深め、人権を意識して行動できるよう、人権教育の一層の推進を図るとともに、いじめや不登校については、学校や関係機関の相談活動を充実させていくことが重要です。

さらに、子どもが自分の意見や主張を言えるよう、家庭、学校、地域の中で、意見表明の機会を設けていくことや、まちづくりに子どもの視点を活かせるよう、その企画段階から参画できるような場をつくる等、子どもを地域社会の一員として認めていくことも重要な課題です。

子どもは権利の主体であり、社会を構成する一員であるとの認識に立って、子どもの権利が保障され、尊重される社会をつくっていくことが課題です。

《 施策の方向 》

- ・ 子どもの人権を尊重する社会づくりと教育・啓発を推進します。
- ・ 児童相談所や関係機関と連携し、児童虐待防止の取り組みを推進します。
- ・ 障がいのある子ども、外国人の子ども、被差別部落の子ども等、様々な立場の子どもの人権擁護を推進します。

(3) 高齢者の人権

現状と課題

高齢者が地域の中で、自立して安心安全に生活できる社会が求められています。

日本では、平均寿命の伸びや出生率の低下によって、高齢化が急激に進んでおり、平成27（2015）年には4人に1人が、平成62（2050）年には3人に1人が高齢者になると予想されています。

本市の高齢者は、平成22（2010）年4月1日現在、23,087人で、高齢化率は27.14%となっており、今後も高齢者は増加することが予想されます。香取市では、平成21（2009）年に「香取市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」を策定し、介護保険事業・高齢者保険福祉事業の推進等、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、高齢者を取り巻く環境は厳しく、財産の侵害や認知症高齢者に対する介護問題等が山積しています。

また、一方では、働く能力と意欲をもって、地域の中で様々な活動をしている高齢者もいます。こうした元気な高齢者が、長年培ってきた知識や経験を活かして、積極的に社会参加し、自己実現のできる社会をつくっていくことも必要です。

高齢者が住みなれた地域で、生きがいをもって生活していくためには、介護や援助を必要としている高齢者が、いつでも適切な支援が受けられるよう、各種福祉サービスや相談・支援体制の充実、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用を図るとともに、すべての世代で社会を支えあっていく地域づくりが重要です。

《 施策の方向 》

- ・ 障がいのある高齢者、被差別部落の高齢者等、様々な立場の高齢者の人権擁護を推進します。
- ・ 高齢者一人ひとりの立場に配慮し、高齢者の人権について理解を深める教育・啓発を推進します。
- ・ 高齢者が知識や経験を活かして積極的に社会参加し、自己実現のできる社会づくりを推進します。
- ・ 高齢者が適切な社会保障を受けられるよう支援します。
- ・ 高齢者虐待防止のためのシステムづくりを推進します。
- ・ 高齢者福祉サービスの充実を図ります。
- ・ 高齢者が暮らしやすいまちづくりの推進に努めます。

(4) 障がい者の人権

現状と課題

障がい者が社会の構成員の一人として人権が尊重され、自己の主体的選択によって、社会のあらゆる活動に参画し、社会の一員としてその責任を分担する「共生社会」の実現が求められています。

近年、障がい者を特別視することなく、社会の中で普通の生活が送れるような共生の社会こそノーマルであるとする「*ノーマライゼーション」の理念が社会に広く浸透し、社会の障がい者に対する理解は深まってきています。また、障がい者に向けた各種サービスの提供体制も、障がい者の主体性を尊重し、自分に最もふさわしいサービスを障がい者自身が選択できるものへと変わっています。

国では、平成18（2006）年に「障害者自立支援法」が施行され、障がいの種類別に分けられていた施策を一元化し、障がい者が地域で自立して暮らすための生活支援や就労支援の強化が目指されています。

香取市でも、平成20（2008）年に「香取市障害者基本計画」、平成21（2009）年に「香取市障害福祉計画（第2次）」を策定し、障がいのある人が安心して生活できる社会づくりを推進してきました。

しかしながら、社会には、障がいを理由とした就職差別や住居への入居拒否から、障がい者への偏見や差別意識に基いた言動、障がい者への配慮を欠いた情報提供体制、さらには、歩道の段差や建築物のエレベーターの不備まで、社会の様々な分野に障壁が残っているのが現状です。

障がい者が、障がいのために、不便や不利益を被ることがないように、様々な障壁を解消し、障がいがあっても基本的人権が保障され、当たり前前の社会生活ができるようにしていかなければなりません。

ノーマライゼーションの理念のもとに、障がいのある人もない人も、お互いに理解しあい、協力しあう心を養うとともに、各種福祉サービスや相談・支援体制の充実を図ることが重要です。また、障がい者が、地域の中で自立して、生きがいをもって生活できるよう、就労への支援を充実させるとともに、文化・芸術活動やスポーツ等の活動への参画を促進していくことも課題です。

《 施策の方向 》

- ・ 障がいのある人とない人との相互理解がみられる地域社会の実現を図ります。
- ・ 障がいの特性や状況に応じた教育環境づくりに努めます。
- ・ 障がいのある人の就労の支援と就労機会の充実に努めます。
- ・ 障がいのある人が暮らしやすいまちづくりの推進に努めます。
- ・ 女性で障がいのある人、被差別部落で障がいのある人等、様々な立場の障がいのある人の人権擁護を推進します。

(5) 被差別部落出身者の人権

現状と課題

同和問題は、長い日本の歴史の中で形成されてきた身分の差に基づく差別であり、日本国憲法の基本的人権に係わる「我が国固有の人権問題」です。

この同和問題は、日本社会の差別の中でも、最も歴史が長く、深刻な問題の一つといえます。近年でも、被差別部落出身者に対しては、依然として差別意識や偏見が残っており、差別解消への取り組みを継続していく必要があります。

同和問題の解決に向けては、昭和44（1969）年に同和対策事業特別措置法が施行され、同和地区の生活環境の改善や住民の社会的経済的地位の向上のため、様々な対策がなされてきました。平成14（2002）年に、この特別措置法が失効してからも、一般施策の中で各分野の個別の施策を通じて、同和問題の解決への取り組みは継続されています。本市においても、被差別部落出身者への差別をなくすための様々な施策や、同和問題についての啓発や同和教育に積極的に取り組んできました。

以前に比べて、社会全体としては、市民の同和問題への理解は深まり、被差別部落出身者に対する偏見や差別意識も薄れてきていますが、身元調査、就職差別、結婚差別、差別発言等の、差別的な言動は根絶されたわけではありません。また、インターネットを利用した差別情報等の新しい問題も発生しています。

同和問題を口実にした、えせ同和団体による不法行為等も、同和問題に対する社会の誤った認識をうみ、さらに偏見や差別意識を強めるものであり、厳しい対応をしていくことが必要です。

被差別部落出身者に対する偏見や差別意識を解消するため、従来までの様々な取り組みの成果を踏まえて、同和問題を人権教育・啓発の重要な課題の一つとして明確に位置づけ、その歴史や問題の本質についての理解を深めていくことが重要です。また、社会に同和問題についての誤った認識を広め、同和問題の解決を阻害している「えせ同和行為」を厳しく排除していくことも課題です。

《 施策の方向 》

- ・ 地域における相談・権利擁護体制の充実を図ります。
- ・ 一般施策の有効・適切な活用による被差別部落出身者の生活に結び付く各種支援の充実を図ります。
- ・ 学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取り組みを引き続き推進します。
- ・ 同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、人権教育・啓発の充実を図ります。
- ・ 同和問題の調査研究の実施・推進を図ります。

(6) 外国人の人権

現状と課題

外国人市民も、地域社会を構成する大切な一員であり、国籍、民族の違いを超えて、すべての人がお互いを認めあう、多文化共生社会の実現が求められています。

国では、昭和54（1979）年に、「国際人権規約」を、その後、平成8（1996）年は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を批准し、外国人の基本的な人権と自由を保障しています。

日本では、旧植民地出身者である在日韓国人・朝鮮人を中心とした*オールドカマーの人々が数多く生活していますが、近年は、国際化が進む中であって、日本在住の外国人の国籍、民族も多様化し、その中には、在留資格のない人も含まれています。

本市の外国人登録者数は、平成22（2010）年12月31日現在、867人で、全市民の1.01%となっています。国籍別登録者数は、多い順で中国、タイ、ブラジル、フィリピン、韓国、ペルー等となっています。

また、本市の外国人市民は、日本人と結婚して住んでいる人や「特別永住」の資格を持つ韓国・朝鮮籍の人、働くために来日した日系人等、様々な立場の人がいるほか、在留資格のない人もいます。

こうした状況において、言語、宗教、習慣の違いから、就労差別、結婚差別、入居・入店拒否等の様々な人権問題が発生しています。また、外国人市民からの相談内容も、就労や住居から、福祉、保健、医療、教育まで、と多様化・複雑化してきています。

外国人への偏見や差別意識を解消するため、人権教育や啓発、国際交流を推進するとともに、言葉の違いにより、外国人市民が福祉サービスについての情報を十分に得ることができなかつたり、適切な相談・支援を受けられないことのないよう、情報提供と相談・支援体制の充実を図ることが課題です。

また、外国人市民も地域住民の一人という観点に立って、地域の様々な活動に参画し、日本人市民と協力してまちづくりに取り組んでいけるようにしていくことも課題です。

《 施策の方向 》

- ・外国人市民の地域の様々な活動への参画を推進します。
- ・国際理解の促進と共生・交流のための啓発を推進します。
- ・学校教育における国際理解を深めるための教育の推進を図ります。
- ・外国人との共生社会を目指した地域づくりに努めます。
- ・外国人の教育の権利を尊重します。

(7) 様々な人権問題

現状と課題

社会には、前述した女性、子ども、高齢者、障がい者、被差別部落出身者、外国人等への差別の他にも様々な人権問題が存在しています。また、情報化や国際化等の社会の急激な変化に伴い、新たに生じる様々な人権問題もあります。

こうした人権問題についても、その解決に向けて、教育・啓発や相談・支援の充実を図ることが重要です。

① 感染症患者等の人権

すべての市民が、心身とも健康に生活できることは人間の基本的権利であり、病気を正しく理解するとともに、適切な治療を受けられるようにしていくことが求められています。

*ハンセン病、*HIV感染・*エイズ等の感染症及び患者に対する正しい知識や理解が進んでいないことにより、これらの感染者、患者、元患者が、職場、医療の現場等の社会の様々な分野で、差別や人権侵害を受けています。

ハンセン病については、平成8(1996)年まで続いた「らい予防法」の隔離政策によって、患者の人権は侵害され、社会の偏見や差別によって、患者とその家族は大きな苦しみを体験してきました。こうした過去の経験に対する反省から、平成13(2001)年には、ハンセン病患者・元患者の名誉回復や福祉増進を図るため、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。さらに、平成21(2009)年には、医療・介護の質を維持しつつ入所者の終生の在園を保障し、かつ、従来みられた地域社会からの孤立を克服していく「ハンセン病療養所の将来構想」問題に対処すべく、「ハンセン病問題基本法」が施行されました。ハンセン病は、らい菌に感染しただけでは発病することはあまりなく、もし、発病した場合でも、治療法が確立しており、完治する病気です。しかしながら、高齢化した元患者の多くが未だに療養所での生活を余儀なくされています。今後は、こうした元患者たちが、ここまで生きていてよかったと心から思える環境づくりを進めていく必要があります。

また、HIV感染・エイズについて、国では、平成4(1992)年に「エイズ問題総合対策大綱」を改正し、そこには、HIV感染・エイズに対する正しい知識の普及、検査・医療体制、相談・指導体制の充実に加えて、感染者の人権に十分に配慮することが明記されています。エイズは、感染予防の行動を取らない場合、誰でも感染する可能性がある病気ですが、正しい知識に基づいて日常生活を送れば、感染する心配はないと言われています。

したがって、ハンセン病患者や元患者に対する差別意識を根絶し、療養所で生活している人の社会への復帰を促進するために、ハンセン病についての、教育や啓発を一層充実させていくことが課題です。

また、HIV感染・エイズについては、正しい知識の普及を図り、感染者への差別や偏見を解消するために、教育や啓発を一層充実させていくとともに、感染者の増加を予防していくことが重要です。

② 犯罪被害者の人権

犯罪被害者とその家族の人権を擁護していくことが求められています。

犯罪によって、被害者は生命の危機にさらされるだけでなく、精神的にも傷つけられ、さらには財産を奪われるといった深刻な被害に直面します。また、被害者のみならず、家族も多大な精神的苦痛をこうむったうえ、経済的理由により生活そのものが破壊されてしまうケースもあります。

さらに、興味本位の噂や中傷、心無い言動により、被害者とその家族の名誉が毀損されたり、プライバシーが侵害されたりする等、二次的な被害を受けることがあります。

こうした状況を踏まえて、国では、平成17（2005）年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、続いて、この法に基いて、「犯罪被害者基本計画」が策定されました。

こうした法律や計画の方向性を踏まえて、国、県、関係機関・団体と連携しながら、犯罪被害者の人権についての啓発や、相談・支援体制を充実させていくことが課題です。

③ 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人々が、社会に復帰し、自立して生活できるようにしていくことが求められています。

しかしながら、こうした人々は、真摯な更正の意欲がある場合でも、就職に際して差別されたり、住居への入居を拒否されたり、社会生活の様々な場面で困難に直面しているのが現実です。

刑を終えて出所した人々とその家族に対する偏見や差別を解消し、社会参加や社会復帰が円滑にできるよう、国、県、関係機関と連携しながら、啓発活動や支援を行うことが課題です。

④ 性同一性障害等性的*マイノリティの人々の人権

ア. 性同一性障害の人々の人権

体の性と心の性が一致しないために社会生活に支障をきたしている人々への支援が求められています。国では、平成16（2004）年に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者の戸籍上の性別変更ができるようになりました。

しかしながら、依然として*性同一性障害への偏見や差別意識が残っています。

こうしたことから、人権の尊重という観点に立って、社会の性同一性障害への理解を深めるよう啓発活動に力を入れるとともに、性同一性障害者への支援を行うことが課題です。

イ. 同性愛の人々の人権

人間には様々な性的指向があり、性的な感情や恋愛感情が、異性に向かうか、同性に向かうかは、人間一人ひとりの性に関する意識や感覚によって異なります。同性愛も、こうした多様な性的指向の一つとして、受け止めていく必要があります。

しかしながら、社会には同性愛者等に対し、差別意識や偏見が根強く残っています。

こうしたことから、人権の尊重という観点に立って、社会の同性愛への理解を深めるよう啓発活動に力を入れるとともに、同性愛者への支援を行うことが課題です。

⑤ ホームレスの人権

近年、不況によるリストラや雇用調整、多重債務等により、ホームレスが増加しています。ホームレスは、公園、河川、路上、駅舎等で野宿生活をしており、他の地域へと移動するケースも多いので、広域的対応をしていくことが重要です。また、中高年層が多く、その中には、知的障がい者や精神障がい者も多く含まれていることから、心身両面にわたる支援が必要となります。

平成14（2002）年には、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、ホームレスの自立支援に向けた取り組みがなされていますが、ホームレスに対する偏見や差別による人権侵害も増加しており、その中には犯罪や事件に発展するケースもあります。

ホームレスの雇用確保と自立支援を図るとともに、差別や偏見を解消するため、教育や啓発を充実させることが課題です。

⑥ 先住民族の人権

アイヌの人々には固有の文化や歴史があり、その人権を十分に尊重していくことが必要です。

北海道に先住していたアイヌの人々には独自の豊かな文化がありますが、明治以来の同化政策等により、今日では、文化、言語、生活様式の保存が十分にできているとは言いがたい状況にあります。

平成9（1997）年には、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されたものの、アイヌ民族への理解不足から、偏見や差別が解消されるには到っていません。

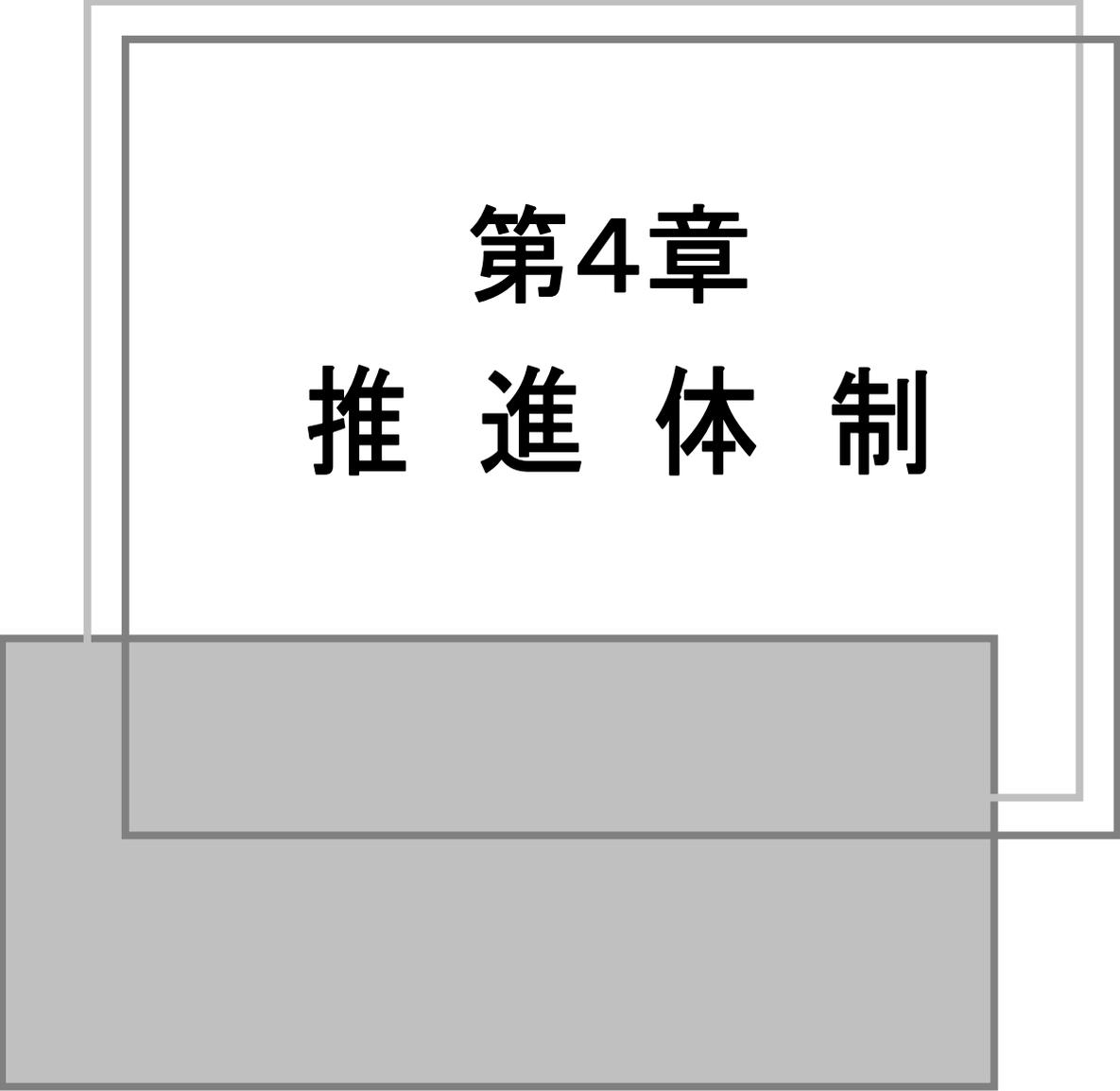
アイヌの人々等の固有の歴史や文化を持つ人の権利を尊重し、その文化や歴史への理解を深め、人権を尊重していくことが課題です。

⑦ インターネット・携帯電話等での人権侵害

インターネット・携帯電話等を利用した誹謗・中傷等の人権侵害、差別表現、差別用語の掲載等の人権にかかわる様々な問題が発生しています。

国では、平成14（2002）年に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が施行されました。

ホームページにおける情報発信や電子掲示板を利用した情報交換の場で、他人を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現によって、人権問題が発生しないよう、人権を侵害すると思われる情報の掲載に対して、関係機関と連携しながら、適切な対応をしていくことが課題です。



第4章
推 進 体 制

1 市の推進体制の充実

(1) 庁内体制の強化

人権問題は社会のあらゆる分野で、様々な要因が複雑に絡み合って生じるものであり、その解決のためには、各分野の個別な対応だけでなく、より総合的な視点から、実効性のある対応をしていくことが求められます。

そこで、人権の尊重を基本として、人権施策担当課を中心に、関係各課と緊密に連携し、総合的横断的に人権施策を推進します。

(2) 職員の人権意識の向上

市職員が日々の業務の中で、人権の尊重の視点に立って、業務を遂行していくためには、職員一人ひとりが常に高い人権意識をもって、行動していくことが求められます。

こうしたことから、市職員が、各分野の業務の中で人権問題の存在に気づき、これに対して的確に対応できる人権感覚を身に付けられるよう、研修の充実を図ります。

2 市民との協働

人権の侵害は日常生活のあらゆる局面で発生するものであり、その解決のためには、市民一人ひとりが人権意識を高め、人権問題に積極的に係っていくことが重要です。

こうしたことから、人権の尊重という観点に立って、市民と行政が、それぞれ役割を分担しながら緊密に連携し、人権問題の解決に向けて取り組みます。

とくに、人権施策の実施にあたっては、その企画立案、実施、評価の各段階に市民が参画し、市民の意見や要望が反映できるような仕組みを構築します。

また、市民の各種活動団体・グループに対しては、人権を尊重した活動を行うことができるよう、人権問題に関する情報や学習機会の提供を行い、市民との協働を推進します。

3 関係団体との連携

(1) 人権教育・啓発を行う機関・団体との連携の強化

市民の人権意識を高めていくためには、社会の様々な機会や場を通じて、人権教育・啓発に係わっていくことが求められます。

こうしたことから、各分野の機関・団体との連携を強化し、人権教育・啓発の充実を図ります。

(2) 相談・支援を行う機関・団体との連携の強化

市民が、人権問題の本質を理解し、解決していくためには、様々な支援が必要とされます。とくに、自分だけで人権を守るのが難しい状況に置かれている市民には、個別の状況に応じて、適切かつ迅速に支援をしていかねばなりません。

こうしたことから、人権相談・救済に係わる機関・団体との連携を強化し、人権問題に直面している市民が、その問題を解決し、安心して市民生活を送れるよう、支援・救済体制の充実を図ります。

また、関係機関・団体が、人権問題の解決のために円滑に情報交換ができるよう、連携の強化を推進します。

とくに、人権擁護のための活動をしている市民団体については、情報の共有化を図るとともに、その活動への支援を充実させます。

4 企業との連携

人権の尊重される社会をつくるためには、企業の協力が求められます。

企業に対しては、その社会的責任として人権尊重が求められていることへの理解を求めるとともに、人権を意識して企業活動を行うよう働きかけていきます。

資料編

1 人権関連年表

年号	国連等	国等
1947(昭22)		・「日本国憲法」施行 ・「教育基本法」施行 ・「労働基準法」施行
1948(昭23)	・「世界人権宣言」採択	・「児童福祉法」施行 ・「民法」改正
1949(昭24)	・「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択	
1950(昭25)		・「身体障害者福祉法」施行 ・「精神衛生法」施行 ・「生活保護法」施行
1951(昭26)	・「難民の地位に関する条約」採択	・「児童憲章」制定 ・「社会福祉事業法」施行
1952(昭27)	・「婦人の参政権に関する条約」採択	
1959(昭34)	・「児童の権利に関する宣言」採択	
1960(昭35)		「知的障害者福祉法」施行
1963(昭38)		「老人福祉法」施行
1964(昭39)		「母子及び寡婦福祉法」施行
1965(昭40)	・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択	
1966(昭41)	・「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」及びその「選択議定書」採択	
1967(昭42)	・「難民の地位に関する議定書」採択	
1969(昭44)		・「同和对策事業特別措置法」施行
1973(昭48)	・「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択	
1975(昭50)	・「障害者の権利に関する宣言」採択	
1979(昭54)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択	・「国際人権規約」批准
1981(昭56)	・「国連障害者の10年」(1983年～1992年)の決議を採択	・「難民の地位に関する条約」加入
1982(昭57)		・「地域改善対策特別措置法」施行
1984(昭59)	・「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)採択	
1985(昭60)		・「女子差別撤廃条約」締結
1986(昭61)		・「男女雇用機会均等法」施行
1987(昭62)		・「エイズ問題総合対策大綱」決定 ・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)施行
1989(平 1)	・「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)採択 ・「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」(死刑廃止)採択	
1990(平 2)	・「全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約」採択	
1992(平 4)		・「エイズ問題総合対策大綱」改正
1993(平 5)	・国連人権高等弁務官を新設 ・「世界の先住民の国際的10年」(1994年～2003年)を宣言	・「障害者基本法」施行
1994(平 6)	・「人権教育のための国連10年」(1995年～2004年)を宣言	・「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)施行 ・「児童の権利に関する条約」締結
1995(平 7)	・「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	・「高齢社会対策基本法」施行

年号	国連等	国等
1996(平8)		<ul style="list-style-type: none"> ・「人種差別撤廃条約」締結 ・男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」を決定
1997(平9)		<ul style="list-style-type: none"> ・「人権擁護施策推進法」施行 ・「地対財特法」の一部改正 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）施行。 ・「北海道旧土人保護法」廃止 ・「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定
1998(平10)		<ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上定年制義務化（「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）一部改正） ・障害者雇用率（1.8%）の設定（「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）一部改正）
1999(平11)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」（精神薄弱者から知的障害者への用語改正）施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の統合的な推進に関する基本的事項について」答申 ・「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春、児童ポルノ禁止法）施行
2000(平12)	<ul style="list-style-type: none"> ・「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」施行 ・「外国人登録法」一部改正、指紋押捺全廃 ・「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行 ・「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法）施行 ・「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）施行 ・「児童虐待の防止等に関する法律」施行 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）施行 ・人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方に関する中間取りまとめ」公表 ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
2001(平13)		<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護推進審議会が「人権救済制度の在り方について」（諮問第2号答申）を提出 ・「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」改正 ・「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 ・人権擁護推進審議会が「人権擁護委員制度の改革について」（諮問第2号に対する追加答申）を提出 ・「高齢社会対策大綱」閣議決定
2002(平14)	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」発効 ・「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」発効 ・「国際刑事裁判所規程」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 ・「改正育児・介護休業法」施行 ・「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」施行 ・「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 ・「身体障害者補助犬法」施行 ・「障害者基本計画」策定

年 号	国 連 等	国 等
2003(平15)		<ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報の保護に関する法律」施行 ・「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」施行
2004(平16)	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育のための世界計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
2005(平17)		<ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪被害者等基本法」施行 ・「発達障害者支援法」施行 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ・「犯罪被害者等基本計画」策定
2006(平18)	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権理事会」設立決議を採択 ・「障害者の権利に関する条約」を採択 ・「すべての人を強制的失踪から保護するための条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 ・「障害者自立支援法」施行 ・「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行
2007(平19)	<ul style="list-style-type: none"> ・「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択 ・「ハンセン病差別撤廃決議」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等対策基本方針」制定
2008(平20)		<ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」改正 ・「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を衆参両院が可決 ・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」改正 ・「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」改正
2009(平21)		<ul style="list-style-type: none"> ・「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）施行 ・「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（裁判員法）施行
2010(平22)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画（第3次）」策定

2 世界人権宣言

〔 1948年（昭和23）12月10日
第3回国際連合総会 採択 〕

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

3 日本国憲法（抄）

（ 昭和21年11月3日公布
昭和22年5月3日施行 ）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協利による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。
 - 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
 - 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。
- 第16条** 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。
- 第17条** 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。
- 第18条** 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。
- 第19条** 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第20条** 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
 - 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第21条** 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第22条** 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第23条** 学問の自由は、これを保障する。
- 第24条** 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第25条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第26条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第27条** すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
 - 3 児童は、これを酷使してはならない。
- 第28条** 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
- 第29条** 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
 - 3 私所有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定
平成12年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)、

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

5 香取市人権施策推進懇話会設置要綱

平成22年5月20日告示第121号

(設置)

第1条 市は、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、市の人権施策のあり方について広く意見を求めるため、香取市人権施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 この懇話会は、次の事務を所掌する。

(1) 人権施策に係る基本指針の策定等に関して提言すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市の人権施策に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 地域住民を代表する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

6 香取市人権施策推進懇話会委員名簿

	氏 名	団 体 名 称	役 職
1	◎福岡 安則	埼玉大学 教養学部 教養学科 現代社会講座	教 授
2	○河合 巖	佐原ひまわり基金法律事務所	代表弁護士
3	栗山 孝雄	香取人権擁護委員協議会 香取支部会	支 部 長
4	菅谷 長藏	香取市高齢者クラブ連合会	会 長
5	菅井 武	香取市民生委員児童委員 協議会連合会	会 長
6	椎名 宥心	香取市男女共同参画推進懇話会	委 員
7	中塚 博勝	香取市地域自立支援協議会	会 長
8	根本 勝雄	社団法人 千葉県人権啓発センター 香取支部	理事・香取支部長
9	藤崎 祥雄	香取市校長会	副 会 長
10	新井 勝治	香取市国際交流協会	総務・研修部会 部会長
11	尾形 忠志	香取市行政協力員協議会	会 長

◎は会長、○は副会長

7 香取市人権施策推進会議設置要綱

平成22年5月20日告示第120号

(設置)

第1条 市は、人権施策の総合的推進を図るため、香取市人権施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人権施策に係る基本指針の策定及び推進に関すること。
- (2) 基本指針に基づく具体的施策の推進に関すること。
- (3) 人権施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、人権施策に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、市民環境部長をもって充て、副会長は、市民環境部市民活動推進課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 推進会議に、必要に応じ作業部会を置く。

- 2 作業部会の組織及び運営については、会長が別に定める。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第3条）

市民環境部長

企画財政部企画政策課長

市民環境部市民活動推進課長

健康福祉部社会福祉課長

健康福祉部介護福祉課長

健康福祉部障害福祉課長

健康福祉部子育て支援課長

経済部商工観光課長

教育部学校教育課長

教育部生涯学習課長

8 香取市人権施策基本指針策定経過

年 月 日	会議名・審議内容等
平成20年10月中旬 ～11月上旬	人権問題に関する市民意識調査
平成22年 7月30日(金)	平成22年度第1回 香取市人権施策推進会議作業部会 (1) 人権施策の推進体制について (2) 人権問題に関する市民意識調査について(報告) (3) 他自治体の指針策定状況について (4) 指針策定スケジュールについて
平成22年 7月30日(金)	平成22年度第1回 香取市人権施策推進会議 (1) 人権施策の推進体制について (2) 人権問題に関する市民意識調査について(報告) (3) 他自治体の指針策定状況について (4) 指針策定スケジュールについて
平成22年 8月 1日(金)	平成22年度第2回 香取市人権施策推進会議作業部会 (1) 香取市人権施策基本指針(素案)について
平成22年 8月18日(水)	平成22年度第2回 香取市人権施策推進会議 (1) 香取市人権施策基本指針(素案)について
平成22年 8月23日(水)	平成22年度第1回 香取市人権施策推進懇話会 (1) 委員委嘱及び会長、副会長の選出について (2) 人権施策の推進体制について (3) 人権問題に関する市民意識調査について(報告) (4) 他自治体の指針策定状況について (5) 指針策定スケジュールについて (6) 香取市人権施策基本指針(素案)について
平成22年10月15日(金)	平成22年度第3回 香取市人権施策推進会議作業部会 (1) 香取市人権施策基本指針(原案)について
平成22年11月 5日(金)	平成22年度第4回 香取市人権施策推進会議作業部会 (1) 香取市人権施策基本指針(原案)について
平成22年11月18日(木)	平成22年度第3回 香取市人権施策推進会議 (1) 香取市人権施策基本指針(原案)について
平成22年11月24日(水)	香取市地域協議会 佐原区協議会 ・人権指針の策定について
平成22年11月26日(金)	香取市地域協議会 小見川区協議会 ・人権指針の策定について
平成22年11月29日(月)	香取市地域協議会 栗源区協議会 ・人権指針の策定について
平成22年11月30日(火)	香取市地域協議会 山田区協議会 ・人権指針の策定について
平成22年12月 7日(火)	平成22年度第2回 香取市人権施策推進懇話会 (1) 香取市人権施策基本指針(原案)について
平成23年 1月17日(月) ～ 2月16日(水)	パブリックコメントの実施

9 用語解説（五十音順）

ア行

*エイズ

後天性免疫不全症候群（Acquired Immunodeficiency Syndrome）の英語の略称（AIDS：エイズ）。

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）が免疫細胞に感染し、免疫細胞を破壊して後天的に免疫不全を起こす免疫不全症のことである。エイズは、HIVに感染後、潜伏期を経て陥いる免疫不全状態を指し、単に感染しただけ（HIV キャリア）ではエイズとは呼ばない。

*HIV

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）の略語

人の免疫細胞に感染し免疫細胞を破壊して、後天的に免疫不全を発症させるウイルスである。俗的に「エイズウイルス」と呼ばれることがあるが、正式な名称ではない。

感染力の弱いウイルスであり、感染者の唾液や汗や尿を媒介しては感染せず、「血液・精液・膣分泌液・母乳」が体内に侵入することでのみ感染しうる。

*えせ同和行為

「えせ」とは「似非」と書き、似てはいるが実は本物でないという意味です。従って、「えせ同和行為」とは、「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乘じ、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署等に不当な利益や義務のないことを求める行為を指している。

*NPO

Non Profit Organizationの略で、民間非営利組織という意味。営利を目的としない民間団体の総称とされる。平成10年（1998年）には、「任意団体」に「法人格」を与え、NPOの活動を側面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されている。

*オールドカマー

昭和20（1945）年の日本の敗戦まで続いた朝鮮半島や台湾等の植民地支配下で、生活に困窮して日本に移住してきた人たちや強制連行された人々の中で、終戦後も日本に残留した人々とその子孫を言う。今日、1世は少なくなり、4世、5世の子ども達もいますが、日本は血統主義の国籍法を採用しているので、韓国籍・朝鮮籍等のままの人も多く存在する。一方で、帰化により日本国籍を取得した人、いわゆる国際結婚で生まれた子どもで日本国籍になっている人も数多く存在する。

カ行

*国際人権規約

①「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約又はA規約）」、②「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約又はB規約）」、③自由権規約の議定書

から成り立つ。わが国は、①及び②の2つの規約について、昭和54年（1979年）6月に締結している。

＊子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

世界の多くの児童（児童については18歳未満のすべての者と定義）が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約で、1989年（平成元年）の第44回国連総会で採択され、我が国は1994年（平成6年）に締結

サ行

＊女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

すべての人間は、そもそも生まれながらにして自由かつ平等であることから、男子も女子も個人として等しく尊重されるべきであるとした条約で、1979年（昭和54年）に第34回国連総会で採択され、我が国は1985年（昭和60年）に締結

＊人権（Human Rights）

すべての人間が生まれながらにして持っている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されない基本的な権利。誰もの人権が尊重されるには、自分の人権だけでなく、お互いの人権を尊重し、自分の権利と同じように他人の権利も認めあうことが必要である。

＊人権感覚

人権感覚とは、人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚である。この人権感覚が健全に働く時、自他の人権が尊重されていることの「妥当性」を肯定し、逆にそれが侵害されることの「問題性」を認識して、人権侵害を解決せずにはいられないとする、いわゆる人権意識が芽生えてくる。

〔人権教育の指導方法等に関する調査研究会議「人権教育の指導方法等の在り方について第二次とりまとめ」から引用〕

＊人権教育（Human Rights Education）

人権が尊重される社会を創造することを目指す教育のこと。我が国でこれまで取り組まれてきた、同和教育や、在日韓国・朝鮮人のための民族教育や、異文化理解教育等も、人権教育のひとつである。

なお、「人権教育のための国連10年行動計画」においては、「人権教育」とは「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されています。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、「人権教育」と「人権啓発」とに分け、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と定義されています。

＊人権擁護施策推進法

人権の擁護施策の推進について国の責任を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護を目的とした、5年間の時限立法。

＊人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）

締結国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有（生まれながらに持っていること）を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとること等を内容とした条約。

＊性的指向

異性愛、同性愛、両性愛の別を指すsexual orientationの訳語。

＊性同一性障害

生物学的には、完全に正常でありながら、人格的には別の性に属していると確信している状態。個人の身体的性別（セックス）と社会的心理的性別役割（ジェンダー）が一致しない状態。

＊世界人権宣言

昭和23年（1948年）12月国連総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定める。なお採択された12月10日は、「世界人権デー」とされ、わが国では、12月10日までの1週間を「人権週間」として定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開している。

＊セクシュアル・ハラスメント（Sexual Harassment）

性的嫌がらせ。相手の意に反した、性にかかわる言動のこと。

身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示等、様々な態様のものが含まれる。

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（2004（平成16）年3月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間等、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。

タ行

＊同和問題

被差別部落に生まれた人々が、不当に社会的不利益を受け、不平等を強いられ、人間としての誇りを傷つけられるような差別。

＊ドメスティック・バイオレンス

DVは、ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略語。

夫婦や恋人等、親密な関係において行われる暴力のこと。暴力には、身体的な暴力のみなら

ず、精神的、性的、経済的暴力等、あらゆる形態のものが含まれる。

ナ行

*ノーマライゼーション (Normalization)

障がいがある人を特別視するのではなく、障がいのある人が一般社会の中で普通の生活が送れる条件を整えるべきであり、健常者と障がい者がともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

ハ行

*パワーハラスメント

職権等のパワーを背景にして、本来業務の範疇を超えて、継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること。（出所：岡田康子著「許すなパワーハラスメント」飛鳥新社。同氏による造語。）

*ハンセン病

1873（明治6年）年に、ノルウェーの医師ハンセンが発見した「らい菌」によって起こる感染症のこと。

ハンセン病は、患者の末梢神経や皮膚を冒す病気であるが、らい菌の病原性は弱く、感染しても発病する可能性は極めて低い。過去には適切な治療法がなかったが、プロミンに始まる化学療法によって治るようになり、早期に発見し治療すれば、知覚マヒや手足の変形等の後遺症も残らない。

マ行

*マイノリティ (Minority)

社会的少数派。人権問題・差別問題で、被差別の立場に置かれている人たちのグループを指します。対語はマジョリティ (Majority)。ただし、大事なのは、必ずしも人数の多い少ないではなく、社会生活上の権力をより多く保持しているかどうかです。その意味では、マジョリティ対マイノリティという言葉の使い方ではなくて、ドミナント・グループ（支配的集団）対マイノリティ・グループという言い方をすることもある。

香取市人権施策基本指針

—互いに支えあい、一人ひとりが尊重され笑顔のあふれるまち香取のために—

平成23年3月

発行 千葉県香取市
編集 市民環境部市民活動推進課
千葉県香取市佐原口 2127 番地
TEL 0478-54-1111 (代表)
FAX 0478-52-4566
URL <http://www.city.katori.lg.jp>



KATORI